

東峰村社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東峰村社会福祉協議会の役員等の費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) 評議員選任・解任委員会委員

(報酬)

第3条 会長には、報酬として年額480,000円を支給する。

(費用の弁償)

第4条 第1条に規定する費用弁償の額は、会議等に参加した者に対し1回につき1,000円を支給する。

(監事による監査の費用弁償)

第5条 業務執行の状況及び法人の財産の状況及び決算等の監査については、1回につき2,000円を支給する。

(支給方法)

第6条 費用は、役員等が会議等に参加した際に支給する。

附 則

この規程は、平成17年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月26日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月30日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月28日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月21日に改正し、令和6年4月1日から施行する。